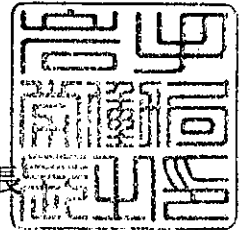


岩労発基1127第1号
平成27年11月27日

一般社団法人 岩手県工業クラブ
事業主団体 各位

岩手労働局長



岩手県特定(産業別)最低賃金の改定に係る周知について(協力依頼)

労働行政、とりわけ賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩手県特定(産業別)最低賃金につきましては、今般、岩手地方最低賃金審議会における調査審議及び同審議会からの答申を経て別紙のとおり改正決定され、平成27年12月20日(日)及び平成27年12月27日(日)に発効されることになりました。

岩手県特定(産業別)最低賃金は、年齢や従事している業務等により適用除外となる一部の労働者を除き、岩手県内の当該産業に該当する事業場で働く労働者に適用され、労働条件の確保・改善に大きな役割を果たしており、当局におきましては、県内全域の事業者及び労働者への周知に取り組んでいるところです。

つきましては、貴職におかれましても、本件周知の取り組みについてご理解いただき、貴職発行の広報誌(紙)・ホームページへの記事の掲載等、改定された最低賃金の周知広報について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、広報誌(紙)等への記事の御掲載の折には、お手数ではございますが、記事掲載部分を当局賃金室まで、郵送又はファックスにより御送付賜りますようお願い申し上げます。

担当部署

岩手労働局労働基準部賃金室

担当者：菅野、片山

TEL：019-604-3008

FAX：019-604-1534

27.11.30

改定岩手県特定(産業別)最低賃金

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金	
現行時間額755円	改定時間額 772円 発効日 平成27年12月27日
岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	
現行時間額728円	改定時間額 740円 発効日 平成27年12月20日
岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	
現行時間額743円	改定時間額 758円 発効日 平成27年12月20日
岩手県各種商品小売業最低賃金	
現行時間額741円	改定時間額 752円 発効日 平成27年12月20日
岩手県自動車小売業最低賃金	
現行時間額765円	改定時間額 781円 発効日 平成27年12月20日

(参考) 岩手県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される「岩手県最低賃金」は、平成27年10月16日に改定発効(時間額695円)されています。

平成27年度の岩手県最低賃金が変わります。
必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

最低賃金件名	時間額 (円)	適用対象	
岩手県最低賃金 (平成27年10月16日発効)	695	全産業の全労働者に適用されます。	
鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業 (平成27年12月27日発効)	772	・鉄鋼業 (①高炉による製鉄業 ②銑鉄鋳物製造業 ③可鍛鋳鉄製造業 ④鉄鋼シャースリット業 ⑤鑄鉄管製造業 ⑥他に分類されない鉄鋼業を除く) ・金属線製品製造業 (ねじ類を除く) ・その他の金属製品製造業 (注)	下記の労働者については、産業別最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6か月未満の労働者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者 (4) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、 ①手作業による包装又は袋詰め業務に主として従事する労働者 ②手作業により又は手工器具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する労働者 (5) 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (平成27年12月20日発効)	740	・電子部品・デバイス・電子回路製造業 ・電気機械器具製造業 (①民生用電気機械器具製造業 ②電球・電気照明器具製造業 ③電池製造業 ④医療用計測器製造業(心電計製造業を除く) ⑤その他の電気機械器具製造業を除く) ・情報通信機械器具製造業 (注)	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業 (平成27年12月20日発効)	758	・光学機械器具・レンズ製造業 ・時計・同部分品製造業 (注)	
各種商品小売業 (平成27年12月20日発効)	752	各種商品小売業 (衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるか判別できない事業所) (注)	
自動車小売業 (平成27年12月20日発効)	781	自動車小売業のうち ・自動車(新車)小売業 ・中古自動車小売業 ・自動車部分品・附属品小売業 なお、二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)については、岩手県最低賃金が適用されます。 (注)	

(注) これらの産業における、管理、補助的経済活動を行う事業所(本社等の事業所)、純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がこれらの産業に分類されるもの)は、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。

- すべての事業主は、雇用する労働者(パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む)に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金額を理由に、労働者の賃金を引き下げることは許されません。
- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は算入しません。
- 複数の最低賃金が適用される場合は、最も高い最低賃金額を支払わなければなりません。
- 岩手労働局長の許可(最低賃金の減額特例許可)を受けることにより、断続的労働に従事する方等に対し、個別に減額された最低賃金を適用することがあります。
- 事業主は、最低賃金の概要を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法で、労働者に周知する措置をとらなければなりません。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。事業主は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

詳しくは、岩手労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

岩手労働局賃金室TEL: 019-604-3008

各労働基準監督署TEL 盛岡: 019-604-2530 / 宮古: 0193-62-6455 / 釜石: 0193-23-0651

花巻: 0198-23-5231 / 一関: 0191-23-4125 / 大船渡: 0192-26-5231

二戸: 0195-23-4131



岩手労働局

<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>